**■　「（仮称）大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」の作成について**

資料２－１

|  |
| --- |
| ア．作成の必要性 |

**a）必要性（障がい等当事者および設計者の視点から）**

・法や条例により、建築物等の整備は一定の水準に達しているが、基準に適合していても実際の使い勝手が悪い事例が見受けられる。（障がい等当事者からの視点）

⇒使い勝手がよくなる設計例や工夫が示された事例など、配慮すべき事項を周知する必要性がある。

・設計する際に参考となる「実例」や「配慮すべきポイント」が知りたい。（設計者からの視点）

⇒基準の内容を図などで具体化し、また、配慮すべきポイントが盛り込まれた設計例などを示す必要がある。

|  |
| --- |
| イ．作成の目的 |

**a）法や条例の解説書としての役割**

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の基準は法律用語によるものであるため、具体的に何を規定しているのかがわかりにくい場合がある。

基準を設計例などにより、どのような整備をすべきか明示し、または詳しく解説することで、設計者や事業者の理解を促し、適切な整備がなされるように誘導する。

**b）さらに配慮すべき事項の解説**

・法や条例の基準による整備に加え、基準よりさらに配慮すべき事項を関連付けて解説

⇒より多くの事項に配慮された整備を促す

・建築物等の施設に関する事項だけではなく、施設に備える備品やその他の配慮事項も記載する

⇒施設の整備だけでなく、運営管理における配慮も促す

**c）対象者とガイドラインの活用方法（想定）**

府民

・福祉のまちづくりへの理解・高齢や障がい等当事者への理解を深めていただく

事業者

・法や条例の基準やその他のバリアフリー整備等を知るための解説書として

・既存施設の改善の際に、どの部分にどのような改善が必要なのか、ご自身でおおまかな検討を行う場合の参考に

設計者

・基準の解説や具体的なプラン例を参考に設計を行う

・顧客（施主）への説明資料としてイラストを活用する

・基準以上にさらに配慮すべき事項の整備を検討する

|  |
| --- |
| ウ．「設計マニュアル」から「ガイドライン」へ |

**a）従来の名称**

「大阪府福祉のまちづくり条例　設計マニュアル」

**b）新しい名称（案）**

「大阪府福祉のまちづくり条例　ガイドライン」

**c）名称の変更を行う理由**

今回の改訂においては、次の項目をより充実させることを検討している。

・守るべき義務基準以外の使い勝手を考慮した配慮すべき事項

・施設を運営していく上で必要な接遇・運営における配慮事項

また、国や他部局等が作成する福祉のまちづくりの推進に関連する指針等も必要に応じて収集した資料とし、福祉のまちづくり条例の施行に関して総合的な内容となると考えられる。

これまでの、「設計マニュアル」は施設の設計に特化した手引書であると受け取られる可能性のあることからも、今回の改訂に併せ、名称の変更を検討する。

|  |
| --- |
| エ．今後の運用等 |

**a）見直しの時期**

「福祉のまちづくり」の推進に係る諸課題等に対して随時対応できるよう、必要に応じて福祉のまちづくり審議会において意見をいただきつつ、適宜見直しを図ることとする。（スパイラルアップの観点）

**b）ガイドラインの公表・周知**

大阪府のホームページに公表し、いつでも誰でも閲覧できるようにするとともに、市町村等各関係機関等を通じて積極的に周知を図る。